

# 居場所づくり団体等へのヒアリング

～第1回ヒアリング：プレーパークについて～



一般社団法人TOKYO PLAY  
神林 俊一



# TOKYO PLAYとは

「遊ぶ」を  
つくる

「遊ぶ」を  
まなぶ

「遊ぶ」で  
つながる

「遊ぶ」を  
伝える

TOKYO PLAYは、イギリス・ロンドンにて「The Capital Where All Children Can Play (すべての子どもが遊べる首都を)」と掲げて事業を展開する組織「London Play」をモデルに、2010年に設立されました。

市民・自治体・企業・研究者など様々な立場の人が、子どもが豊かに遊べる環境づくりに向けてアクションを起こす契機をつくることを目的に活動を展開し、2016年に一般社団法人となりました。

同年、London Playと正式に姉妹団体となり、民間レベルながら、London-Tokyo Twin Play Cities (ロンドン-東京遊びの姉妹都市提携)を締結しました。

2022年からは、「遊ぶ」のチカラをすべての子どもに」をコアバースとして掲げ、新ビジョン「Play Friendly Tokyo ~子どもの遊びにやさしい東京を~」を実現するため、「遊ぶをつくる」「遊ぶをまなぶ」「遊ぶでつながる」「遊ぶを伝える」の4つを軸にして、経済的、社会的背景に関係なく、子どもが遊ぶことの価値を享受できるよう事業を展開しています。

また、「くらしの場所としての東京」「日本の首都としての東京」「世界としての東京」という角度から、東京都内だけでなく、広く日本国内、海外で事業を展開しています。

事業の詳細は  
Webサイトをご覧ください <https://tokyoplay.jp>



# Play Friendly Tokyo

~子どもの遊びにやさしい東京を~

子どもが遊ぶことが、人間としてのからだ・こころ・人間関係の育ちと健康の大きな土台となっていることは、すでにみなさんご承知のところと思います。その一方で、この数十年にわたり、子どもが遊ぶ「時間・空間・仲間(3つの間)」は減少し続け、「創造」から「消費」へと遊び方が大きく変化しています。その結果として、いわゆる「遊び不足」によると思われる子どもの心身への影響は、すでに「環境問題」と言ってもよいレベルで広範囲に広がっているのではないかと考えています。

しかしながら、こうした課題は、市民による草の根の動きで取り組まれることがほとんどで、社会の課題として包括的に取り組まれることはほとんどありませんでした。そこで、私たちは、子どもが遊ぶ環境を社会としてよりよくしていくためのメニュー集として、このマニフェストを作成しました。

これは、私たちにとっても初の試みとなります。このマニフェストには、遊ぶことの価値や遊び不足による影響、現状の課題などを確認できるようにし、それぞれの具体的なメニューには国内外の先進事例なども含めました。

私たちTOKYO PLAYは、「子どもが豊かに遊べるまちは、子どもが豊かに育つまち」「子どもが豊かに育つまちは、大人にとっても暮らしやすいまち」と考えています。ぜひ、このマニフェストに書かれた内容を多くの議員の方々、自治体の方々に取り上げていただき、みなさんのまちが「子どもの遊びにやさしいまち」となるよう、その実現に役立てていただければと思います。

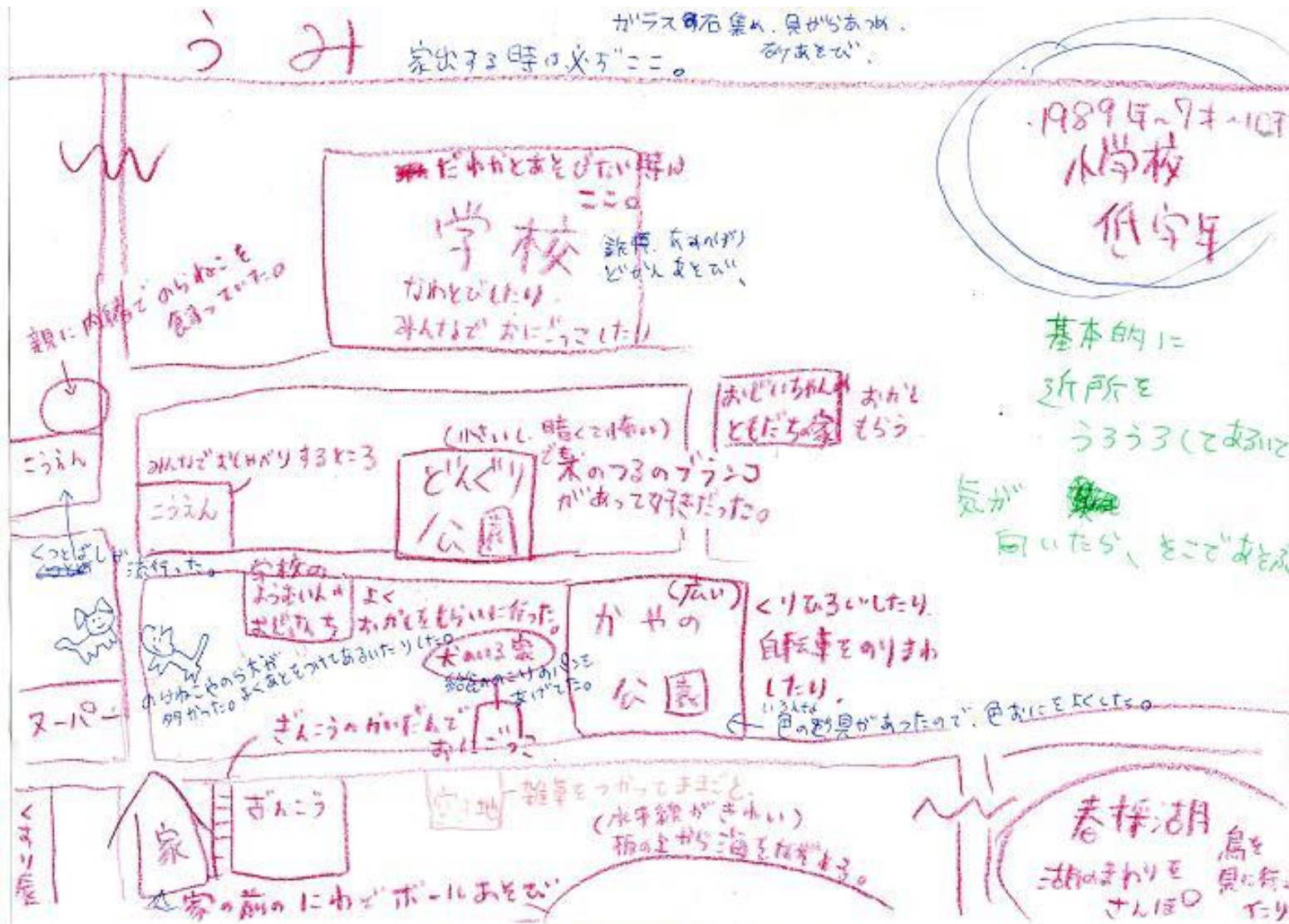


一般社団法人TOKYO PLAY  
設立者・代表理事  
嶋村 仁志





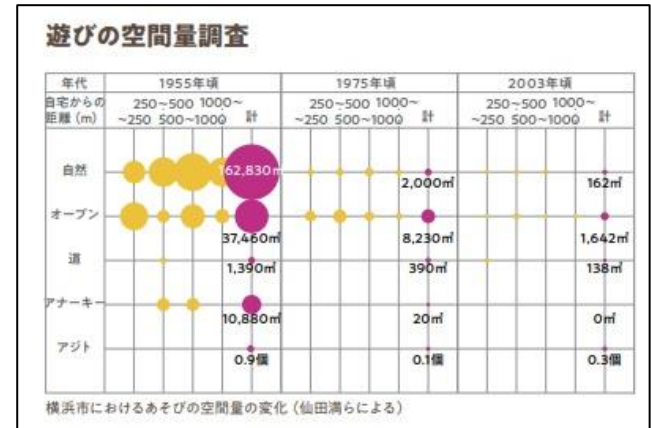




# 1980年代 北海道・釧路

# 子ども時代の居場所はどこでしたか？

- 大人がいない場所だからこそ、感じられることやできることがあった。
- 子どもが豊かに育つまち = 子どもが豊かに遊べるまち
- 子どもの居場所が、「大人が設置した場所」、「大人が必ず関わる場所」としてだけで語られてよいのだろうか？
- 禁止事項が広がる子どものくらしの中で、大人が作った場所であっても、子どもが自由に遊べる場所がつかれないだろうか？



# 冒険遊び場（プレーパーク）

---

- コンセプト：
  - 道具/材料/自然の素材（火・水・木・土など）を使って、子どもが自ら遊びをつくり、遊び場をつくり変えられる遊び場。
- 世界での広がり
  - 1943年にデンマークで廃材遊び場として始まる。
  - イギリス（150か所）やドイツ（400か所）を中心に広がった。
  - 日本では1975年から。全国で400か所（常設は約25か所）以上が活動。
  - 近年では、香港、ベトナムでも。

# 冒険遊び場（プレーパーク）

## ● 開園/開催状況：

- ▶ 子どもの自由な遊びを保障するため、自治体直営ではなく、ボランティア団体やNPOによる運営が多い。
- ▶ 活動により、年数回～週5日以上の開催まで
- ▶ 関東（41.7%） 関西（19.1%） 東北（9.8%） 北海道（8.3%）
- ▶ 常設開園の冒険遊び場の例
  - 羽根木プレーパーク（東京都世田谷区）
  - 渋谷はるのおがわプレーパーク（東京都渋谷区）
  - 川崎市子ども夢パーク（神奈川県川崎市）
  - うさぎ山プレイパーク（神奈川県横浜市）
  - てんぱくプレーパーク（愛知県名古屋市）





# 冒険遊び場（プレーパーク）

---

- 利用者層

- ▶ 0～18歳の子ども。子育て支援の屋外拠点、インフォーマルな地域交流の場として大人も多く利用する。
- ▶ 保育園/幼稚園/学校の屋外活動の場所としても選ばれることが多く、その結果、週末に親子で来園する場合もある。
- ▶ 平日に午前中から開園している場所では、家や学校に居場所がない子や不登校の子たちの居場所にもなっている。
- ▶ 夕方以降にも開園している場所では、中高生向けの取り組みもある。
- ▶ 水道やたき火が使える場所では、子どもたちによる食を通じた遊びや、中高生、子育て中の親と共につくる食事会等の取り組みも、長年実施されてきている。



# 大切にしている視点や理念など

---

## ● 冒険遊び場とは：

- すべての子どもが自由に遊ぶことを保障する場所であり、子どもは遊ぶことで自ら育つという認識のもと、子どもと地域と共につくり続けていく、屋外の遊び場である。

## ● 大切にしている視点

- できるだけ制約を少なくし、プレーリーダー（プレイワーカー）を中心とした危険管理の中で、工作やたき火、小屋づくり、木登りや様々な挑戦など、子どもがやってみたいと考えたことをできるかぎり自由にできるようにしている。
- 子どもの本能である「遊ぶ」という行動は、様々な表現で現れるが、その表現の背景には理由があることを前提として受け止めることを大切にしている。
- 子どもは単にもてなされる存在ではなく、自分の大切な場所を自ら守り、広げる力を持っている
- 子どもが自由に遊ぶことに対して、近隣の人や保護者の温かいまなざしが得られるように、専門職の大人がすべてをこなしてしまうのではなく、「大人の参画の機会をつくること」「大人同士や大人と子どもの関わり合いの機会を生むこと」を大切にしている。
- 大人がプログラムの提供に限らず、子どもの自由な試行錯誤が生まれるような素材/道具の準備、関わり方を意識している。

# 居場所づくりにおける工夫など (子どもが運営に参画するなど独自の取り組み)

---

- プレーリーダー（プレイヤー）を中心に、ふだんの子どもたちとの会話の中で、安心して、自由に声を出せるような関係づくりを意識している。子どもは、安心を感じる場所では信頼できる人に様々なアイデアや考えを大人とも共有している。
- 子どもが主体となる企画等を通して、遊び場の運営に参画する機会を持っている。ただし、企画は大きく開催してたくさんの人をもてなすものとは限らず、その日に突然に子どもたちの企画で実現するものも多く含まれる。
  - 子ども商店街、おまつり、ベーゴマ大会、ホッケー大会など

## 取り組みの成果（定量、定性等）

---

- 一日の利用者が多いことだけが大切ではなく、子どもが自分の居場所として感じられることが大切ということが前提（雨の日でも屋外にあるプレーパークにくる子は少ないが、大切な場所として訪ねてくる）。
  - 川崎市子ども夢パーク：年間100,000人
  - 羽根木プレーパーク：年間50,000人
- 同じ学年、同じクラスの子を超えた子ども同士の間がりができる。
- 人と人との関わり合う文化が大切にされるため、親子ではない大人と子どもの関わりが生まれる。
- 大人の用意したプログラムではないため、子どもの試行錯誤の時間を十分に確保できる。



# 報告書記載の課題に対する対応策や工夫について

- 子どもの居場所は、大人が用意した、子どもだけが入り出りする施設だけで成り立つわけではない。また、専門の大人だけが子どもを見ることで、子どもとあまり関わりのない人たちとの分断を避ける必要がある。
- 福祉的な視点だけでなく、まちづくりの視点を持って、日常的かつインフォーマルな関係性が構築されるプレイス・メイキングの要素が欠かせない。そして、その2つの視点を併せ持ち、子どものリスクへの挑戦を子どもの遊びと居場所を保障できる専門性（例：プレイワーカー）を有する人の養成のしくみを整えることが必要と考える。
- イギリスの事例にあるように、インフォーマルな空間も含めた子どもの環境全体の包括的なアセスメントを通じた指針づくりと具体的な取り組みが必要と考える。



# とりまとめ団体（中間支援団体としての取り組み）

---

## 質の保障のための取り組み

- 遊ぶことによって、子どもが自由かつ本能的な表現をするときには、リスク（物理的/心理的危険）だけでなく、その表現のベネフィット（効用）とのバランスを考慮した上で、子どもの「やってみたい！」という気持ちや行動を受け止める力量を持つ人（プレイワーカー）の育成が欠かせない。
  - 危険管理講座（日本冒険遊び場づくり協会・オンライン）
  - プレーリーダーを学ぼう（日本冒険遊び場づくり協会・オンライン）
  - OJTによる伴走支援トレーニング（TOKYO PLAY・東京都港区）
  - プレーリーダー養成講座（TOKYO PLAY・山口県山口市ほか）
  - Play for Good / Basic 講座（日本プレイワーク協会・オンライン）

## とりまとめ団体（中間支援団体としての取り組み）

---

### 量の拡充・多様な場の確保のための取り組み

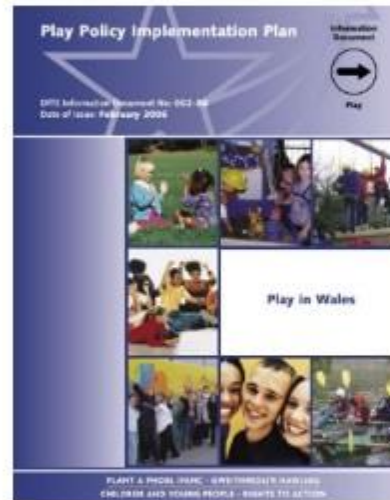
- 移動型の遊び場（プレーカー）の展開：日本冒険遊び場づくり協会
  - 埼玉県など、自治体によるサポートも始まっている
- プレーキット（遊びのきっかけづくり）：日本冒険遊び場づくり協会
- 学習会＋一日プレーパークの実施：日本冒険遊び場づくり協会ほか
- 関連書籍頒布：日本冒険遊び場づくり協会
- イベントの開催（日本冒険遊び場づくり協会）
  - 日本冒険遊び場づくり協会20周年記念フォーラム
  - 全国で開催される年度総会関連フォーラム



# すでに政府として取り組んでいる 国があります



ウェールズ議会政府（イギリス）では、2000年から子どもが遊ぶ環境を国として保障する取り組みが始まり、現在では3年毎に子どもが遊ぶ環境のアセスメントと環境向上計画の策定を全国自治体に義務付けています。



世界初となる、政府による  
遊びに関する指針と行動計画  
（2006）



ウェールズ：遊びにやさしい国  
政府遊び環境充足義務  
（2010）

# ウェールズ議会政府(イギリス)の動き

## 2000年 政府が遊びの取り組みに関する調査を実施



「The State of Play: a Review of Open Access Play Provision in Wales」と題した、オープンアクセスな遊び場や活動に関する実態調査を行う。

## 2002年 政府が遊びに関する指針を採択



Play Wales：政府方針の基礎資料となる「Rationale for a National Play Policy」を作成。子どもの権利条約、学術研究、ヒアリング調査などを元に構成。

## 2006年 政府が遊びに関する行動計画を発表



2002年に発表された方針についてより詳しく解説し、その実現のための行動計画を示したもの。実現に向けたスケジュールも示されている。

## 2010年 遊び充足義務(Play Sufficiency Duty)を規定

子どもの貧困対策として公布した「Children and Family Measure 2010」に「遊び」と「参画」の充実が盛り込まれ、全国自治体による遊び環境の定期的なアセスメントと向上計画策定が義務化された。

参考：「Play Sufficiency in Wales」, Play Wales, 2015にTOKYO PLAYが作成



# 居場所づくりにおけるステークホルダー

---

- 保護者：子どもが遊ぶことの重要性や、子どもの危険への挑戦に関する普及啓発/運営に携わる主体として
- 学校：学校で居場所がない・問題視される子の受け止めに関する共通認識の確保/いじめ等の関係が継続している場合の状況共有/保護者も含めた広報先/遠足や総合的学習の受け入れ
- 保育園・幼稚園・放課後児童クラブ：散歩や遠足の受け入れ
- 行政：まちづくり、子ども・若者、生涯学習、公園、子どもの権利等、行政によって様々な部署が所管になりえる
- 児童相談所：子どもからの相談や緊急一時保護に関わる案件
- 町会・自治会・近隣：子どもや遊びに関する普及啓発、近隣の声などに関する対応
- 大学：学生の受け入れ、研究対象
- 児童館：地域内での連携機関として
- 近隣店舗：ダンボールなど遊びに使える素材の提供を受ける
- 子ども食堂等：困難を抱える子どもに関する連携先として